

## 第3期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の概要

### 1 計画策定の背景

- ・ 知床の世界自然遺産登録に際し、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）の勧告に基づき、海洋生態系の保全と安定的な漁業の営みを両立するため、平成19年に環境省と北海道で「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」を策定し、遺産地域内の海域の管理を推進
- ・ 現行の第2期計画が平成29年度末で終了することから、知床世界自然遺産地域科学委員会での検討結果を踏まえて第3期計画を策定

### 2 計画の目的

海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営み及び海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用の両立

### 3 管理対象地域 距岸3 kmまでの遺産地域内海域

### 4 前期計画の総括

#### (1) 知床周辺海域の現状

- ・ 海氷形成に影響する大陸の気温やオホーツク海の水温は上昇、海氷面積は減少
- ・ 漁業就業者が他地域より多く、観光業は多種多様なレクリエーション利用が増加

#### (2) 計画のあり方と今後の方向性

- ・ 前期計画の目的、考え方を堅持
- ・ 複数のモニタリング項目を総合的に評価する手法の検討
- ・ モニタリング成果の地元還元への検討

#### (3) モニタリング

- ・ 各種モニタリングの継続に加え、知床沖の海水温等の追加の検討

### 5 保護管理等の基本的な考え方

#### (1) 基本方針

- ・ 海洋環境や生態系保全、漁業の法規制や自主管理、海洋レクリエーションに関する自主的ルール等を基調
- ・ 海洋生態系の保全措置、水産資源の維持方策及びモニタリング手法を明らかにし、適切に管理
- ・ 海洋生態系の保全と生態系サービス（自然の恵み）の享受による地域経済活動との両立

#### (2) 海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

- ・ 知床の海洋生態系を5つの構成要素に分類し、特徴的なものを指標種として位置づけ、順応的管理（状況の変化に応じた管理）を実施

#### (3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

##### ア 海洋環境と低次生産

- ・ モニタリングによる動向把握、気候変動の兆候について掌握

##### イ 沿岸環境

- ・ 海洋汚染の防止、法に基づく自然景観や生物多様性の保全、清掃活動の実施

##### ウ 魚介類（指標種：サケ類、スケトウダラ、スルメイカ）

- ・ 漁業者の自主的な取組等に基づく適切な資源管理と持続的な利用の推進

##### エ 海棲哺乳類（指標種：トド、ゴマフアザラシ、シャチ）

- ・ 関連法令に基づく管理の実施や生態の把握
- オ 鳥類（指標種：ケイマフリ、オオセグロカモメ、ウミウ、オオワシ、オジロワシ）
- ・ 関連法令に基づく管理の実施等

#### (4) 地域社会

- ・ 漁獲量や資源量の変動に伴う漁業経営の将来予測
- ・ レクリエーション利用が海洋環境、漁業に影響しないよう継続的に利用状況を把握
- ・ 海洋生態系がもたらす便益と人間活動が与える影響を把握
- ・ 生態系サービス利用者の知識や情報の収集を検討

### 6 保護管理措置等

#### (1) 海洋環境と低次生産<sup>(※)</sup>

海氷の動向、生物相等のモニタリングにより、海洋生態系の変化の予測に努め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みに活用

※低次生産…食物連鎖の中で、始点の植物プランクトンから魚に至る連鎖をいう。

#### (2) 沿岸環境

海洋汚染の防止や自然景観保護のための巡視、漂着ごみ等の清掃等の実施

#### (3) 指標種

- ・ モニタリングを行い、順応的管理の考え方に基づく継続的な保護管理を実施

魚介類	サケ類	・ 河川工作物による産卵遡上障害を実行可能な範囲で回避
	スケトウダラ	・ 関連法令や漁業者の自主的な取組による適切な管理と持続的な利用の推進
	スルメイカ	・ 資源動向予測と漁獲可能量に基づいた資源の適正利用を推進
海棲哺乳類	トド	・ 科学的知見に基づいた順応的管理を推進し、漁業被害の軽減と個体群の維持
	ゴマフアザラシ	・ 生息実態や漁業被害の調査、法に基づく適切な保護管理の実施
	シャチ	・ 海洋の観光資源及び海洋生態系の最高位捕食者としての生態の把握
鳥類	ケイマフリ・ウミウ・オオセグロカモメ	・ 法に基づく適切な保護管理、海域利用による悪影響の軽減による順応的管理
	オオワシ・オジロワシ	・ 種の保存法、文化財保護法等に基づく厳格な保護管理の実施

#### (4) 地域社会

- ・ 海洋生態系の便益を把握し、適切な管理措置、ルールづくりを進めることにより海洋生態系の保全と地域振興の両立を図る
- ・ 気候変動による社会経済の脆弱性を評価し、漁業や観光利用のルール等を見直し

### 7 管理体制と運用

#### (1) 計画の推進管理

関係行政機関、関係団体、試験研究機関などの連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる保護管理措置等を推進

#### (2) 計画期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）